

# 入会特別キャンペーンのご案内

公益社団法人 東京都介護福祉士会

## 1 通常の入会金・年会費

対象：介護福祉士の資格をお持ちの方

入会金・年会費	初年度金額（円）	2年目以降
日本介護福祉士会 入会金	5,000	
日本介護福祉士会 年会費	3,000	3,000円
東京都介護福祉士会 年会費	5,000	5,000円
合計	13,000	8,000円

入会と同時に「日本介護学会」の会員になることができます。学会の年会費は不要です。

## 2 入会特別キャンペーン（期間限定 2019/12/25（水）まで）

### 特典 日本介護福祉士会の入会金を免除

入会金・年会費	金額（円）	特別キャンペーン
日本介護福祉士会 入会金	5,000 <del>免除</del>	0円
日本介護福祉士会 年会費	3,000	3,000円
東京都介護福祉士会 年会費	5,000	5,000円
合計		8,000円

### 申込方法 ※お早めに書類をお申し込みください

- ①東京都介護福祉士会HPより入会資料の請求をお願いいたします。

<http://www.tokaigo.jp/postmail/index.html>

追記事項に「入会キャンペーン希望」とご入力いただき、メールフォームよりお申し込みください。

事務局より入会資料をお送りいたします。

- ②書類に記入し、東京都介護福祉士会まで郵送にてご返送をお願いいたします。

（複写式、署名押印必要）

東京都介護福祉士会へは **2019/12/25（水）必着**でお願いします。

## 3 日本介護福祉士会の会員専用福利厚生制度「安心三重奏」加入について

介護施設等での事件・事故が相次いで報道されていますが、このようなリスクを抱えながら働いている介護福祉士の方の個人責任を保証し、ケガなどに対応する保険です。

この保険は団体割引が適用され、割安に加入できます。

※「安心三重奏の保険」だけ加入することはできません。（正会員のみ）

正会員の会員証が発行された後、保険の契約が可能となります。

# 公益社団法人 日本介護福祉士会

会員の皆さまのための専用福利厚生制度

## 安心三重奏

(賠償責任保険+傷害総合保険+所得補償保険)



© JAPAN-DA

「専門職業人」として個人責任が問われる時代!  
3つの補償がセットになった  
介護福祉士会会員さま専用のオリジナル商品です。

- 介護福祉士の業務に関わる賠償事故補償
- ケガや携行品等の補償(24時間)
- ケガや病気による就業不能時の所得補償

### 弁護のちからプラン

弁護士委任費用保険金・法律相談費用保険金で気になる費用をサポートします。

\*裏面保険金額表のD型をご覧ください。

### <制度の特長>

- ・(公社)日本介護福祉士会の会員さま限定の福利厚生制度です。
- ・団体割引適用契約のため、割安な保険料でご加入いただけます。
- ・加入手続きは簡単! 保険料はご指定口座からの引落としです。

# 1

## 補償内容と保険料

<保険期間：1年>

補償内容	A型	B型	C型	D型
身体賠償・財物賠償共通 <sup>(注1)</sup> (自己負担額：5,000円)	3,000万円	5,000万円	1億円	1億円
管理財物賠償 <sup>(注1)</sup> (うち現金等) (自己負担額：5,000円)	50万円 (5万円)	150万円 (15万円)	200万円 (20万円)	200万円 (20万円)
経済的損失 <sup>(注1)</sup> (自己負担額：5,000円)		100万円		
人格権侵害 <sup>(注1)</sup>		300万円		
初期対応費用 <sup>(注1)</sup>		1事故保険期間中1,000万円		
見舞費用		1名1万円・期間中50万円		

<保険期間：1年、職種級別：A級、団体割引15%、天災危険補償特約セット>

死亡・後遺障害	17万円	60万円	100万円	100万円
入院日額	1,000円	2,100円	4,400円	6,000円
通院日額	400円	1,000円	2,000円	3,000円
携行品損害 (自己負担額：1事故3,000円)		10万円		
被害事故	818万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
介護補償(年額)	25万円	50万円	50万円	50万円
個人賠償責任		100万円		
弁護士費用補償 (自己負担額1,000円)	—	—	—	通算10万円限度
弁護士委任費用 (自己負担割合10%)	—	—	—	通算100万円限度
<所得補償保険> 休業補償 <sup>(注2)</sup>	65,000円 ～13,000円	151,000円 ～30,000円	216,000円 ～44,000円	216,000円 ～44,000円
月払保険料	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円

(注1)生産物特約条項・受託者特約条項の対象事故は1事故あたり、かつ保険期間を通じて上記金額を限度とします。

施設所有管理者特約条項の対象事故は1事故あたり上記金額を限度としますが、保険期間を通じての限度額はありません。

(注2)対象期間1年支払対象期間7日となります。ご加入者(被保険者)の年齢によって保険金額が異なります。

※傷害総合保険には、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約がセットされています。

※入院保険金をお支払いする場合で、所定の手術を受けた場合、手術保険金(入院保険金日額の5倍(外来時)、10倍(入院時)の金額)をお支払いします。

※人格権侵害は、損害額が5,000円を超える場合にその超過額に90%を乗じて得た金額を限度としてお支払いします。

※保険料以外に別途口座振替手数料が73円かかりますので、あらかじめご了承ください。

「人格権侵害」とは

利用者のプライバシーを漏えいすることにより、名誉をき損されたと訴えられるような場合の補償です。

「初期対応費用」とは

事故現場の保存費用や担当者の派遣費用など事故発生時の迅速な初期対応にかかる費用です。

「見舞費用」とは

身体事故の場合で、社会通念上妥当な金額にてお見舞品やお見舞金にかかる費用です。

弁護士費用補償  
(弁護のちから)

該当の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

お知らせします

※保険料以外に別途  
口座振替手数料が  
73円かかります。



傷害総合保険・所得補償保険

# 2

## お問い合わせ先(資料請求先)

(募集取扱先)

取扱代理店

損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社 団体職域部

〒163-0441 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング41階

TEL 03-6279-0654 FAX 03-6279-0695 (受付時間 平日の午前9時から午後5時まで)

(引受保険会社)

損害保険ジャパン日本興亜 株式会社

医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03-3349-5137 (受付時間 平日/午前9時から午後5時まで)

加入に関する必要書類をFAXにて請求される場合は下記内容を記入のうえ、FAX送付願います。

もちろん、電話での請求も受付しております。

上記内容は概要を説明したもので、詳細はお問い合わせ先までご照会ください。

制度の詳細な内容は

(公社)日本介護福祉士会のホームページ  
でも参照できます。

URL <http://www.jaccw.or.jp>



承認番号: SJNK18-04515 承認日: 2018.07.11

損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社 団体職域部 行

FAX番号 03-6279-0695

## (公社)日本介護福祉士会「安心三重奏」資料請求用紙

氏名	フリガナ	電話番号
住所	〒□□□-□□□□	

当社にご提出いただいた事項は、保険商品や保険に関する各種案内に利用させていただきます。なお、ご案内を作成するために必要な範囲内でご記入いただいた事項を当社が損害保険代理店委託契約を締結している損害保険ジャパン日本興亜(株)に提供することにご同意のうえ、ご記入ください。